

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎港コンテナターミナル関連施設	評価対象年度	令和7年度
事業者名	事業者名 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭 共同事業体 代表者名 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 中井 拓志 住所 横浜市区みなとみらい2-3-1	評価者	港営課担当課長
指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日	所管課	港湾局川崎港管理センター港営課

2. 事業実績

※□内は令和6年度実績

利用実績	【荷さばき地関係】			
	専用荷さばき地(1級)	1件〔1件〕	専用荷さばき地(2級)	1件〔1件〕
	【電気施設】			
	冷凍用コンセント	2, 868件〔 2, 355件〕		
	【事務所】			
	管理棟事務所	13件〔14件〕		
	【事務所付帯施設】			
	荷役機械置場	1件〔1件〕	シャーシー置場(内) シャーシー置場(外)	1件〔1件〕 7件〔7件〕
収支実績	メンテナンスショップ	2件〔2件〕	ゲート関連施設	1件〔1件〕
	給油施設	2件〔2件〕	洗浄場	1件〔1件〕
	【軌道走行式荷役機械】			
	ガントリークレーン	683件〔709件〕	トランスファークレーン	942件〔1, 402件〕
	【駐車施設】			
	駐車場施設	19件〔19件〕		
	【令和7年度 収支実績】 (単位:千円) (税抜)			
	収入額 利用料金収入	320, 589千円	[348, 406千円]	
サービス向上の取組	その他収入	1, 041千円	[938千円]	
	補償金	0千円	[0千円]	
	計	321, 630千円	[349, 344千円]	
	支出額 (市への納付金含む)	314, 761千円	[338, 851千円]	
	不可抗力費用	0千円	[0千円]	
	計	314, 761千円	[338, 851千円]	
	※千円未満は四捨五入			
	・施設利用者との会議等を随時開催し、意見・要望等の把握 ・指定管理者ならではの迅速な施設の維持補修の実施			

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
利用者満足度	利用者満足度	利用者満足度調査を適切に実施しているか	10	4	8
		利用者満足度は向上しているか			
		調査結果の分析を行い、満足度向上のための具体的な取組に反映しているか			
	事業成果	事業実施による自己評価を行っているか	13	4	10.4
		当初の事業目的を達成することができたか			
	(評価の理由)				
	【利用者満足度】				
	・ターミナルを効率的かつ安全に運営するため、毎月1回、施工業者、利用者及び市と利用者調整会議を開催し、補修工事等を実施する際の荷役作業への影響を最小限とするよう調整を行った。また、ターミナルの効率的な運営を図るため、毎月1回ターミナルオペレーター連絡会議を開催したほか、随時、利用者との意見交換等を行い、要望等の把握に努めた。				
	・港湾運営会社を活用して10年目の指定管理であったが、川崎臨港倉庫埠頭側の第1期指定期間からのターミナルの管理・運営の実績と経験を活かし、ターミナルオペレーターとの密な連携のもと、安定的な施設提供・維持管理を行い、台風等のやむを得ない事情にも柔軟に対応し悪天候以外の理由によるコンテナターミナルのクローズを生じさせなかった。				
	・年度後半にコンテナターミナル管理棟の事務所利用者から空調機の不具合について相談があった際には、市だけでなく、コンテナターミナル管理棟空調機改修工事の施工業者とも連携し、迅速に独自に対応するなど利用者への要望に柔軟に対応した。また、同工事の関連調査において長年の懸案であった更衣室天井の不具合の理由が判明したことから、年度当初の予定外であったが迅速に工事調整を行い、利用者の満足度を高めた。さらに上記工事において更衣室が一定期間使用不可となったが、独自の発案で別室を開放するなど利用者の利便性を維持した。				
	【事業成果】				
	・業務の履行やサービスについてチェックシートを用いた自己評価を毎月必ず実施し、市と協議の下、事業目標を達成できるようサービス内容を精査した。				
	・年間約4千件を超える施設の利用許可を適切に行った。				
	・施設の保守管理を適切に行ったほか、軽易工事について、年度当初から計画的に執行し、年度協定書で定めた令和7年度年間累計標準額21,212千円を54千円上回る21,266千円執行するなど、設備の老朽化に対応した施設管理を、当初の期待水準以上に迅速かつ計画的に行った。さらに、市が発注すると時間を要さざるを得ない軽易工事についても、利用者の利便性や安全性を最優先に考え、市と協議のうえ、民間のノウハウを最大限に活かし、迅速かつ積極的に対応した。				
	・令和7年度におけるコンテナ取扱貨物量は、105, 874TEUであり、3年ぶりに10万TEUを超えた。令和6年度の取扱貨物量(96, 449TEU)と比較して9. 77%の増加となり、次年度以降に向けて更なる取扱量増が期待できる結果となった。厳しい状況の中でも効率的かつ効果的な管理運営を行ったほか、川崎港戦略港湾推進協議会等と連携したポートセールス、新規荷主獲得に向けた川崎港のPR活動や新規利用提案、既存顧客に対しての利用促進に資する取組を行い、顧客との信頼関係を維持しながら、ポートセールス活動を行ったことにより大手荷主の他港への利用転換等を防いだ。				

収 支 計 画 ・ 実 績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか	6	3	3.6
		支出に見合う効果は得られているか			
		効率的な執行等、経費削減の具体的な取組は為されたか			
	収入の確保	計画どおりの収入が得られているか	8	3	4.8
		収入増加のための具体的な取組が為されているか			
	適切な金銭管理・会計手続	指定管理経費とその他業務に係る経理を区分し、適切に管理しているか	5	3	3
事業収支に関して適正な会計処理が為されているか					
（評価の理由） 【効率的・効果的な支出】 ・収支計画に基づき適正な執行がなされた。 ・委託業務や軽易工事は価格競争による業者選定を行い、経費削減に努めた。 ・巡回等で施設・設備の点検を行い、損傷等の状況把握に努め、計画的な修繕を行った。 ・支出の大幅な削減には至らなかったものの、運営状況を踏まえた必要な支出が行われており、安定したサービス提供に寄与している。 【収入の確保】 ・本市発注工事の実施に伴う荷さばき地の供用可能面積の減少や、荷役機械更新に伴う供用期間の制約等により、利用料金収入は前年度を下回る結果となったが、これらはいずれも運営上やむを得ない要因と判断する。その一方で、コンテナ取扱量は前年度より増加しており、限られた条件の中でも収入の確保に努め、効率的な運営が行われていたことがうかがえる。外的要因による収入減少がある中においても、適切な運営努力がなされており、その取組みは評価できる。 ・令和5年度から新規供用開始したパンプールの荷さばき地(2級)やゲート関連施設について、適切な管理運営を行いターミナルの機能性を向上させたことにより、利用者のニーズに応え、同施設の利用許可を適切に実施し、収入を確保した。 【適切な金銭管理・会計手続】 ・指定管理者の社内規程に基づき、適切な経理区分、金銭管理及び会計手続がなされた。					
サ ー ビ ス 向 上 及 び 業 務 改 善	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	12	3	7.2
		サービスの利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適切かつ十分に行っているか			
	業務改善によるサービス向上	業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか	5	4	4
		業務改善の取組によって具体的な効果があらわれたか			
	利用者の意見・要望への対応	利用者ニーズの把握に努め、それを事業や管理に反映させる取組がなされているか	10	4	8
		利用者からの苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか			
	（評価の理由） 【適切なサービスの提供】 ・ターミナル内のパンプールの利便性や多数設置されたリーフア電源など施設の特徴を活かし、きめ細やかなサービス提供を行った。 ・仕様書等に基づき、利用者に対し適切にサービスを提供しており、毎月の業務報告を所管課との定例会議により行った。 ・施設が適切に利用されているか定期的に確認を行っており、利用を許可された荷さばき地の区画以外の蔵置など、不適切利用があった際には指導を行い、適切な利用を促した。 ・川崎臨港倉庫埠頭側のホームページ上に川崎港の利便性や就航船社等を掲載するほか、問合せフォーム等を設けることにより、利用者の利便性向上を図った。 【業務改善によるサービス向上】 ・市と協議を重ねていた入口ゲートの看板設置について、新年度早々に工事契約を遅滞なく行い、サービス向上策をタイムリーに実施した。 ・展望室に独自に設置したスクリーンを有効活用し、事業者等のターミナル視察について効果的に対応を行った。 ・従来の電話連絡網に加え、ターミナルオペレーター、指定管理者、市関係者による情報共有ツールを主導的に設定し、迅速な情報共有を図るなどサービス向上に努めた。 ・ターミナル内での軽易工事に際しては、市や利用者と情報共有し、迅速な対応を行った。 ・仕様書等では明示されていない事項であっても、利用者の利便性向上や安全対策に資する内容であれば、市との基本協定に基づき、いわゆる「甲乙協議」を積極的に実施し(令和7年度は計3件協議を実施)、指定管理業務として柔軟な対応を行った。 【利用者の意見・要望への対応】 ・市の維持管理・補修工事等から、新たな施設整備計画についての現場ヒアリングまで、様々な場面で利用者と市との間で積極的に関わり、改善点・課題・提案の提示、意見聴取、調整などを行い、円滑な運営に貢献した。 ・日常的に利用者の事務所へ出向いて意見・要望を聴取しており、その内容に応じて、即座に対応する案件と市と協議する案件に的確に切り分けた上で、後者については所管課との定期協議において、現状分析、課題把握、解決策等の検討を行った。また、緊急案件については定期協議を待たずに所管課を随時訪問して対面で協議を行い、速やかに利用者へ内容をフィードバックしている。こうした積極的な姿勢を継続しており、このような対応は期待を上回るものであると同時に市職員に対しても模範となるものである。 ・上記に加え、利用者調整会議を通じて把握した意見・要望については社内でも共有するとともに改善策の検討を行った。 ・改善策については、利用者の視点に立った検討を行い、軽易工事の範疇を超える施設改修等について市への確な意見提案があった。 ・利用者からの施設使用に関する疑義等について、内容を所管課と共有し、改善策を立案するなど真摯に対応した。				

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか	5	3	3	
	連絡・連携体制	定期または随時の会議等によって所管課との連絡・連携が十分に図られているか				
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修が定期的に行われ、スタッフのスキルとして浸透しているか	3	4	2.4	
	安全・安心への取組	事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等) 緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか	5	5	5	
	コンプライアンス	個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか				
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか	5	3	3	
	環境負荷の軽減	環境に配慮した調達や業務実施が行われているか	3	5	3	
適正な業務実施	(評価の理由) 【適正な人員配置】 ・ターミナル内の灯油・軽油等、危険物への対応のため、危険物保安監督者を配置するなど、仕様書に基づく適切な人員配置が行われた。 ・電気・機械設備及び施設の維持管理全般に知見のある人材を新たに採用し、コンテナターミナル全体を見据えた組織体制を強化した。 【連絡・連携体制】 ・毎月1回、市、施工業者、利用者及び指定管理者による利用調整に関する会議やターミナルオペレーターとの会議、市との会議など、所管課をはじめ関係部門と随時連絡調整を行い、十分な連携のもとに事業を行った。 ・従来の電話連絡網に加え、ターミナルオペレーター、指定管理者、市関係者による情報共有ツールを主導的に設定し、迅速な情報共有を図るなどサービス向上に努めた。(再掲) 【担当者のスキルアップ】 ・ターミナルの管理運営に関する各種法令等についての内部学習会を随時実施したほか、外部研修への派遣、実務においてはOJTを行うなど、業務知識の習得に努めた。 ・市と連携して行政関係の研修に参加するようになり、担当者の知見を広げる取組を継続している。 ・利用者から出た意見に対し、利便性や安全性を考慮し、軽易工事に依らず職員の直営で簡易的な舗装の補修や除草を迅速に行っており、即時対応能力が年々向上している。 ・9月には国際物流展に出展しポートセールスを行うなどポートセールス活動を年間34件実施し、市や関係事業者とともにコンテナターミナル利用促進に努めた。 ・管理棟空調や消防設備等、専門的知識が必要な施設管理においても、経験を重ねたことにより、構造や課題を的確に把握できている。また、今後の改善策についても独自に提案できるだけの能力を担当者が習得している。 【安全・安心への取組】 ・毎月1回、ターミナルオペレーターと合同で安全パトロールを行ったほか、ターミナル巡回の際に詳細に施設・設備を点検し、事故の未然防止に努めた。また、市職員も同パトロールに参加できるよう手配し、関係者全体の安全意識向上に寄与した。 ・令和7年度に発生した事故について、指定管理者の管理瑕疵による事故は発生しなかった。事故の原因者からは速やかに「事故報告書」を提出させ、物損であった場合には直ちに原状復旧するよう指示し、事故防止策及び安全対策の周知徹底を図るよう指導した。 ・事故対策に関して、業者毎にヒヤリハットの取りまとめや他港の事故情報を共有する等、利用者がより安全に利用できるよう努めた。 ・強風によるガントリークレーンの逸走の防止を目的とした規定が平成29年度に策定されたことを受け、利用者及び市とともに利用者調整会議で毎月逸走防止に関する情報共有を行い安全確保に努めた。 ・日本全国で要緊急対処特定外来生物であるヒアリが発見されたことから、数回にわたっての国のヒアリ調査に協力した。なお、令和7年度まで川崎港においてヒアリの発見はない。さらに、ここ数年、東扇島内で特定外来生物であるアルゼンチンアリが発生し、市において対処が進められていることから、コンテナターミナルでは発生していないものの随時情報の把握を行った。 ・要緊急対処特定外来生物であるアカミアリがコンテナターミナル内で発見された際には、市と連携して迅速に対応した。さらに、追加調査についても事業者と連携し、継続的かつ適切な対応を行った。 ・熱暑対策及び防寒対策等のため、安全対策用ブースを構内に設置し、さらなる熱暑対応のためにブース壁面を加工するなど作業員の熱中症への対策を迅速かつ積極的に行った。 ・令和元年度において、台風により施設の被害を受けたことから、令和2年度より、台風の直撃が見込まれる際、市やターミナルオペレーターを含む人員で組織する合同対策本部を設置することとした。令和7年度においては、台風対策会議を3回開催し、事務局として対応・対策を講じた。 【コンプライアンス】 ・個人情報保護、その他の法令を遵守し、適正な管理運営がなされている。 【職員の労働条件・労働環境】 ・労働条件については社内規程に基づき適切な労働条件や労働環境が整備されている。 【環境負荷の軽減】 ・市やターミナルオペレーターと連携して脱炭素化に向けた取組を推進した結果、国土交通省が創設した「CNP認証(コンテナターミナル)」制度において全国初の認証を取得した。さらに脱炭素化の取組に対する評価では、5段階中「レベル4+」の評価を受け、全国に先駆けて認証を取得できたことから、先進的かつ積極的な取組として高く評価できる。加えて、CNP認証証明書をコンテナターミナル管理棟入口に掲げ、取組について広くアピールするなど、環境負荷軽減の姿勢を示している。 ・横浜川崎国際港湾㈱及び川崎臨港倉庫埠頭㈱とともに、令和2年度から「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に賛同事業者として登録しており、その考え方に沿って環境に配慮し、LED照明の導入やエアコンの設定温度の徹底、消灯の励行等の取組を継続した。 ・カーボンニュートラルポートの取組に関する会議等に参加し、コンテナターミナルにおける環境負荷軽減策について市とともに検討を行った。 ・令和7年度の電力契約においても実質再生エネルギー100%の内容にしたほか、EV社用車の使用を継続するなど、環境負荷の軽減に寄与している。					
	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	10	3	6	
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか				
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか				
	外構・植栽管理	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか				
	備品管理	設備・備品の整備や整備、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか				
	(評価の理由) 【施設・設備の保守管理】 ・施設の維持補修、軽易工事については緊急性、安全性、費用対効果を考慮し、優先順位をつけて効果的かつ積極的に執行した。 ・ターミナル施設が供用開始から約29年経過していることから、今後多くの施設が老朽化が進んでいくことを見据えて、積極的に軽易工事を実施し、結果として令和7年度は計22件の軽易工事を行い、いずれも迅速かつ適正に執行した。 ・令和7年度は「経営者・管理者施設パトロール」を3回実施し、施設の保守点検を強化した。 ・各種クレーンの法定点検について、期限内に適切に対応し、いずれも利用に支障のない状態を維持した。 ・一部の空調設備の更新を大規模リニューアルを待たずに軽易工事の範囲内で可能な対応を行い、施設・設備の保守管理の向上に寄与している。 【管理記録の整備・保管】 ・業務日誌のほか各種管理記録は適切に整理・保管されている。 【清掃業務、外溝・植栽管理】 ・清掃、外溝・植栽管理は委託業者により適切に行われ、指定管理者による適切な履行確認が行われた。 ・市と協議の上、環境上問題のない除草剤を用いて植栽管理等を行ったほか、委託によらずに職員が直接除草を実施するなど、常に良好な状態を維持するよう積極的に対応している。 【備品管理】 ・備品は管理区分ごとに適切な管理が行われている。					

4. その他加算

分類	項目	着眼点			評価点
その他加算	市の政策課題への取組	特になし			
	(評価の理由)				

5. 総合評価

評価点合計	71.4	評価ランク	B
-------	------	-------	---

評価ランク	適用基準（評価点合計）
A	総合評価の結果、特に優れていると認められる。（80点以上）
B	総合評価の結果、優れていると認められる。（70点以上80点未満）
C	総合評価の結果、適正であると認められる。（60点以上70点未満） ※標準点
D	総合評価の結果、改善が必要であると認められる。（50点以上60点未満）
E	総合評価の結果、問題があり適切な措置を講じる必要がある。（50点未満）

6. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

○港湾運営会社である横浜川崎国際港湾㈱が、ターミナル運営の実績がある川崎臨港倉庫埠頭㈱と結成する共同事業体が行う指定管理としては10年目であったが、川崎臨港倉庫埠頭㈱の経験とこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係を活かし、円滑かつ効率的なターミナル運営を行った。

○令和7年度においても、荷さばき地の改修・改良工事や荷役機械の更新など大規模整備を行いながらのスムーズなターミナル運営が求められたが、市、利用者及び施工業者と密な調整を図った。日々の荷役状況に合わせ、柔軟な対応と事故の未然防止に努めた。

○巡回等で施設の破損・損傷の早期発見に努め、また、利用者から補修の意見・要望があった場合には速やかに確認を行い、市と協議の上、優先度を判断しながら補修を執行した。

○コンテナ取扱貨物量が前年度の96,449TEUから105,874TEUとなり、9.77%増加し、3年ぶりに10万TEUを超える取扱量となった。大規模整備による施設の供用制限が生じる中でも効率的かつ効果的な管理運営を行ったほか、川崎港戦略港湾推進協議会等と連携したポートセールス、新規荷主獲得に向けた川崎港のPR活動や新規利用提案、既存顧客に対しての利用促進に資する取組を行い、顧客との信頼関係を維持しながら、ポートセールス活動を行ったことにより、取扱量を増加させた対応は評価できる。

○仕様書等では明示されていない事項であっても、利用者の利便性向上や安全対策に資する内容であれば、市との基本協定に基づき「甲乙協議」を積極的に実施し、指定管理業務として柔軟な対応を行った。

○毎月1回、ターミナルオペレーターと合同で行う安全パトロールや、経営者・管理者が定期的に行う施設パトロールによって、詳細に施設・設備を点検し、事故の未然防止に努めた。

○指定管理者の管理瑕疵による事故を発生させなかったほか、要緊急対処特定外来生物であるアカカミアリの発見時にも迅速な対応を行うなど、安全・安心への取組に大きく寄与した。

○国土交通省が創設した「CNP認証(コンテナターミナル)」制度において全国初の認証を取得し、5段階中「レベル4+」の高い評価を受けた。今後も更なる脱炭素化の推進が期待できる。

7. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

○指定管理第5期目において1年目を迎えるが、引き続き、市及び川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携したポートセールスを推進するとともに、川崎港コンテナターミナルの特徴や優位性を積極的にPRすること。

○東扇島に立地する倉庫事業者等と連携しながら、荷主に対して働きかけを行い、貨物集貨に取り組むことで、川崎港の更なる利用拡大に努めること。また、利用拡大に柔軟に対応できるよう、職員のさらなるスキルアップに努めること。

○令和8年度においても、ターミナル内の関連工事が予定されており、利用者からの意見の収集・把握に努め、市と協議の上、必要な安全対策等を講じ、円滑なターミナル運営に取り組むこと。中でも、令和7年度より本格的に実施しているレール交換工事やクレーンの更新・移設については、市、施工業者及びターミナルオペレーターを含めた利用者と密に連絡・調整を図ることで、コンテナターミナルの運営や荷役作業への影響を最小限に抑えること。

○コンテナターミナル施設の老朽化が進んでおり、管理棟の空調施設等、設備の計画的な更新及び維持補修を行う必要があるため、市と協議の上、執行すること。

○利用者に対する積極的な意見聴取の姿勢や環境負荷軽減への取組は高く評価できることから、今後もその姿勢を維持すること。

○今指定期間より、固定納付制度(利用料金の全額を市に納付)を廃止し、変動納付制度に一本化したことにより、従来固定納付制度の対象であった「ふ頭用地許可」に伴う利用料についても、その一部が指定管理者の収入となることになった。この点を踏まえ、ふ頭用地許可の柔軟な運用による収入の確保を期待する。